

令和 5 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 1 号	令和 4 年度西条市一般会計補正予算（第 1 1 回） について	別冊
議案第 2 号	令和 4 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 回）について	〃
議案第 3 号	令和 4 年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 4 号	令和 4 年度西条市庄内財産区特別会計補正予算 （第 1 回）について	〃
議案第 5 号	令和 4 年度西条市壬生川財産区特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 6 号	令和 5 年度西条市一般会計予算について	〃
議案第 7 号	令和 5 年度西条市国民健康保険特別会計予算に ついて	〃
議案第 8 号	令和 5 年度西条市介護保険特別会計予算につい て	〃
議案第 9 号	令和 5 年度西条市港湾上屋事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 0 号	令和 5 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計予算について	〃
議案第 1 1 号	令和 5 年度西条市小松地域交流事業特別会計予 算について	〃
議案第 1 2 号	令和 5 年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 3 号	令和 5 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について	〃
議案第 1 4 号	令和 5 年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて	〃
議案第 1 5 号	令和 5 年度西条市壬生川財産区特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 6 号	令和 5 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について	〃
議案第 1 7 号	令和 5 年度西条市水道事業会計予算について	〃
議案第 1 8 号	令和 5 年度西条市病院事業会計予算について	〃
議案第 1 9 号	令和 5 年度西条市公共下水道事業会計予算につ	

	いて	〃
議案第 2 0 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について	1
議案第 2 1 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 3
議案第 2 2 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 7
議案第 2 3 号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 3
議案第 2 4 号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	4 9

議案第 20 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1～61（略）				1～61（略）			
62 建築物の容積率に関する特例認定の申請に対する審査	1件につき	31,000円					
63（略）				62（略）			
64（略）				63（略）			
65（略）				64（略）			
66（略）				65（略）			
67（略）				66（略）			
68（略）				67（略）			
69（略）				68（略）			
70（略）				69（略）			
71（略）				70（略）			
72（略）				71（略）			
73（略）				72（略）			
74 高度地区における建築物の高さの特例許可の申請に対する審査	1件につき	182,000円					
75（略）				73（略）			
76（略）				74（略）			
77（略）				75（略）			
78（略）				76（略）			
79（略）				77（略）			
80（略）				78（略）			

8 1	(略)			
8 2	(略)			
8 3	(略)			
8 4	(略)			
8 5	(略)			
8 6	(略)			
8 7	(略)			
8 8	(略)			
8 9	(略)			
9 0	(略)			
9 1	(略)			
9 2	(略)			
9 3	(略)			
9 4	(略)			
9 5	(略)			
9 6	(略)			
9 7	(略)			
9 8	(略)			
9 9	(略)			
1 0 0	(略)			
1 0 1	(略)			
1 0 2	(略)			
1 0 3	(略)			
1 0 4	(略)			
1 0 5	(略)			
1 0 6	(略)			
1 0 7	(略)			
1 0 8	(略)			
1 0 9	(略)			
1 1 0	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保	1件	1 0 9	の項種類欄(2)のア又はイに掲げる

7 9	(略)			
8 0	(略)			
8 1	(略)			
8 2	(略)			
8 3	(略)			
8 4	(略)			
8 5	(略)			
8 6	(略)			
8 7	(略)			
8 8	(略)			
8 9	(略)			
9 0	(略)			
9 1	(略)			
9 2	(略)			
9 3	(略)			
9 4	(略)			
9 5	(略)			
9 6	(略)			
9 7	(略)			
9 8	(略)			
9 9	(略)			
1 0 0	(略)			
1 0 1	(略)			
1 0 2	(略)			
1 0 3	(略)			
1 0 4	(略)			
1 0 5	(略)			
1 0 6	(略)			
1 0 7	(略)			
1 0 8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保	1件	1 0 7	の項種類欄(2)のア又はイに掲げる

全計画の認定の申請に対する審査

場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同額の。この場合において、同項種類欄(2)のア中「確認書の交付を受ける場合」とあるのは、「確認書の交付を受ける場合は同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備

全計画の認定の申請に対する審査

場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同額の。この場合において、同項種類欄(2)のア中「確認書の交付を受ける場合」とあるのは、「確認書の交付を受ける場合は同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備

		が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合とする。				が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合とする。	
111	長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合に係るものを除く。）に対する審査	1件	(略)	109	長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合に係るものを除く。）に対する審査	1件	(略)
	(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条	109	の項種類欄(1)		(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条	107	の項種類欄(1)

第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者

(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

のアからウまで又は(2)のア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料額の2分の1に相当する額

次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合

第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者

(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

のアからウまで又は(2)のア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料額の2分の1に相当する額

次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合

に 限 る
。) を 合
算 し た
金 額
ア 1
0 9
の 項
種 類
欄 (1)
の ア
か ら
ウ ま
で 又
は (2)
の ア
若 し
く は
イ に
掲 げ
る 場
合 の
区 分
に 応
じ、
そ ぞ
当 該
手 料
金 の
額 2
の 分
1 に
相 当
す

に 限 る
。) を 合
算 し た
金 額
ア 1
0 7
の 項
種 類
欄 (1)
の ア
か ら
ウ ま
で 又
は (2)
の ア
若 し
く は
イ に
掲 げ
る 場
合 の
区 分
に 応
じ、
そ ぞ
当 該
手 料
金 の
額 2
の 分
1 に
相 当
す

		額 イ、ウ (略)			額 イ、ウ (略)	
1 1 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1 0 9	(略)	1 1 0	1 0 7	(略)
		1件	の項種類欄(2)のイ又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額。この場合において、同項種類欄(2)のイ中「確認書の交付を受けている場合」とあるのは、「確認書の		1件	の項種類欄(2)のイ又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額。この場合において、同項種類欄(2)のイ中「確認書の交付を受けている場合」とあるのは、「確認書の

	<p>をて場は第のに当住宅造設及びが長期使用等ある記された同法条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受ける場合とする。</p>			<p>をて場は第のに当住宅造設及びが長期使用等ある記された同法条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受ける場合とする。</p>	
<p>1 1 3 長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例許可の申</p>			<p>1 1 1 長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申</p>		

請に対する審査			請に対する審査		
<p>1 1 4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p> <p>ア 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成</p>	<p>1件</p> <p>(略)</p>		<p>1 1 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p> <p>ア 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</p>	<p>1件</p> <p>(略)</p> <p>41, 700 円</p>	

<p>28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査</p>					
<p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査</p>	<p>21,500円</p>				
<p>イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)</p>			<p>イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)</p>		
<p>(ア) 認定申請区分が住戸のみ 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査</p>	<p>申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分</p>		<p>(ア) 認定申請区分が住戸のみ _____</p>		

	に 応 じ					
a ~ i (略)	、 そ れ		a ~ i (略)			
(イ) 認定申請	、 そ れ					
区分が住戸	ぞ れ 次					
のみ 同号	に 定 め					
イ(2)及びロ	る 金 額					
(2)に掲げる	申 請 に					
基準による	係 る 住					
審査	戸 の 数					
	に つ い					
	て、次					
	に 掲 げ					
	る 戸 数					
	の 区 分					
	に 応 じ					
	、 そ れ					
	ぞ れ 次					
	に 定 め					
	る 金 額					
a 戸数が	2 1,					
1のもの	5 0 0					
	円					
b 戸数が	4 0,					
2以上5	2 0 0					
以下のも	円					
の						
c 戸数が	5 8,					
6以上1	1 0 0					
0以下の	円					
もの						
d 戸数が	8 3,					
11以上	4 0 0					
25以下	円					
のもの						
e 戸数が	1 2 5					

26以上	, 90		
50以下	0円		
のもの			
f 戸数が	190		
51以上	, 70		
100以	0円		
下のもの			
g 戸数が	272		
101以	, 50		
上200	0円		
以下のも			
の			
h 戸数が	353		
201以	, 30		
上300	0円		
以下のも			
の			
i 戸数が	403		
301以	, 30		
上のもの	0円		
(ウ) (略)		(イ) (略)	
ウ 複合建築物 (住宅と非住宅部分とを有する建築物をいう。以下この項において同じ。)		ウ 複合建築物 (住宅と非住宅部分とを有する建築物をいう。以下この項において同じ。)	
(ア) 認定の申請区分が住戸のみ	イ(ア)又はイ(イ)に掲げる区分と同一の額	(ア) 認定の申請区分が住戸のみ	イ(ア) _ に掲げる区分と同一の額
(イ) 認定の申	イ(ア)又	(イ) 認定の申	イ(ア) _

請区分が複
合建築物全
体又は住戸
及び当該複
合建築物全
体

はイ(イ)
に掲げる住棟
全体の戸数に
応じた区分と
同一の額、イ(ウ)
に掲げる共用部分
の床面積の合計
に応じた区分と
同一の額及び非
住宅部分につ
いて、次に掲げ
る審査の区分
に応じ、それぞ
れに定める額
を合算した金
額

a (略)
b 建築物

請区分が複
合建築物全
体又は住戸
及び当該複
合建築物全
体

に掲げる住棟
全体の戸数に
応じた区分と
同一の額、イ(イ)
に掲げる共用部分
の床面積の合計
に応じた区分と
同一の額及び非
住宅部分につ
いて、次に掲げ
る審査の区分
に応じ、それぞ
れに定める額
を合算した金
額

a (略)
b 建築物

<p>のエネルギー性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査（a）～（f）（略）</p> <p>エ（略） （2）（略）</p>			<p>に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査（a）～（f）（略）</p> <p>エ（略） （2）（略）</p>		
<p>115 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>（略）</p>	<p>113 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>（略）</p>

1 項の規定に基づ
く低炭素建築物新
築等計画の変更認
定の申請に対する
審査

(1) 変更に係る低
炭素建築物新築
等計画が建築基
準法第 6 条第 1
項に規定する建
築基準関係規定
に適合するかど
うかの審査を申
し出ない者

(2) 変更に係る低
炭素建築物新築
等計画が建築基
準法第 6 条第 1
項に規定する建
築基準関係規定
に適合するかど
うかの審査を申
し出る者

1 1 4 (略)

の項種
類欄(1)
に掲げ
る場合
の区分
に応じ
、それ
ぞれ当
該手数
料の金
額の 2
分の 1
に相当
する額
次に掲
げる額
(ウに
掲げる
額にあ
っては
、当該
審査に
建築基
準法第
8 7 条
の 4 の
昇降機
に係る
部分

1 項の規定に基づ
く低炭素建築物新
築等計画の変更認
定の申請に対する
審査

(1) 変更に係る低
炭素建築物新築
等計画が建築基
準法第 6 条第 1
項に規定する建
築基準関係規定
に適合するかど
うかの審査を申
し出ない者

(2) 変更に係る低
炭素建築物新築
等計画が建築基
準法第 6 条第 1
項に規定する建
築基準関係規定
に適合するかど
うかの審査を申
し出る者

1 1 2 (略)

の項種
類欄(1)
に掲げ
る場合
の区分
に応じ
、それ
ぞれ当
該手数
料の金
額の 2
分の 1
に相当
する額
次に掲
げる額
(ウに
掲げる
額にあ
っては
、当該
審査に
建築基
準法第
8 7 条
の 4 の
昇降機
に係る
部分

含まれる場合に限り。を合計した金額
 ア 1
1 4
 の項
 種類
 欄(1)
 に掲
 げる
 場合
 の区
 分に
 応じ
 、そ
 れぞ
 れ該
 手数料
 金の
 額の
 2分の
 1に
 相当
 する
 。だ
 し、
 市低
 炭化

含まれる場合に限り。を合計した金額
 ア 1
1 2
 の項
 種類
 欄(1)
 に掲
 げる
 場合
 の区
 分に
 応じ
 、そ
 れぞ
 れ該
 手数料
 金の
 額の
 2分の
 1に
 相当
 する
 。だ
 し、
 市低
 炭化

促にす法第4第項掲る準適性関、録宅能価関しは録築エルー費能定関技的査受の進関る律5条1にげ基の合にし登住性評機若く登建物ネギ消性判機の術審を

促にす法第4第項掲る準適性関、録宅能価関しは録築エルー費能定関技的査受の進関る律5条1にげ基の合にし登住性評機若く登建物ネギ消性判機の術審を

		けたのは計宅性能評価の付受たの外のあ場合限る。イ、ウ(略)			けたのは計宅性能評価の付受たの外のあ場合限る。イ、ウ(略)
116 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 _____	(略)			114 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国	(略)

<p>第 1 条 第 1 項 第 1 号 イ に 規 定 す る 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 (以 下 こ の 項 に お い て 「 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 」 と い う 。) の 算 定 対 象 と な る 部 分 を 有 す る 建 築 物 ア、イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>				<p>土 交 通 省 令 第 1 号) 第 1 条 第 1 項 第 1 号 イ に 規 定 す る 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 (以 下 こ の 項 に お い て 「 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 」 と い う 。) の 算 定 対 象 と な る 部 分 を 有 す る 建 築 物 ア、イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>			
<p>1 1 7 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 1 2 条 第 2 項 及 び 第 1 3 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 の 変 更 に 係 る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 審 査</p>	<p>1 件</p>	<p>1 1 6 (略)</p> <p>の 項 種 類 欄 に 掲 げ る 建 築 物 の 区 分 に 応 じ、 所 ぞ れ 当 該 手 数 料 の 金 額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 金 額</p>		<p>1 1 5 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 1 2 条 第 2 項 及 び 第 1 3 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 の 変 更 に 係 る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 審 査</p>	<p>1 件</p>	<p>1 1 4 (略)</p> <p>の 項 種 類 欄 に 掲 げ る 建 築 物 の 区 分 に 応 じ、 所 ぞ れ 当 該 手 数 料 の 金 額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 金 額</p>	
<p>1 1 8 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平 成 2 8 年 国 土 交 通 省 令 第 5 号) 第 1 1</p>	<p>1 件</p>	<p>1 1 6 (略)</p> <p>の 項 種 類 欄 に 掲 げ る 建 築 物 の 区 分</p>		<p>1 1 6 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平 成 2 8 年 国 土 交 通 省 令 第 5 号) 第 1 1</p>	<p>1 件</p>	<p>1 1 4 (略)</p> <p>の 項 種 類 欄 に 掲 げ る 建 築 物 の 区 分</p>	

<p>条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>に 応 じ、 それ ぞ れ 当 該 手 数 料 の 金 額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 金 額</p>	<p>条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>に 応 じ、 それ ぞ れ 当 該 手 数 料 の 金 額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 金 額</p>
<p>1 1 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に</p>	<p>1 件 につ き</p>	<p>1 1 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準の適合性に</p>	<p>1 件 につ き</p>

<p>関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 (ア)～(エ) (略)</p> <p>イ その他の場合</p>			<p>関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 (ア)～(エ) (略)</p> <p>イ その他の場合</p>	
<p>(ア) 1戸建て</p>			<p>(ア) 1戸建て</p>	<p>床面積</p>
<p>の住宅</p>			<p>の住宅</p>	<p>の合計</p>
<p>a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査</p>	<p>床面積の合計について、種類欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>			<p>について、種類欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
<p>(a) 20</p>	<p>41,</p>		<p>a 200</p>	<p>41,</p>
<p>0平方メートル未満</p>	<p>700</p>		<p>平方メートル未満</p>	<p>700</p>
<p>(b) 20</p>	<p>円</p>		<p>b 200</p>	<p>円</p>
	<p>46,</p>		<p>平方メートル以上</p>	<p>46,</p>
				<p>円</p>

	応じ、 それぞ れ次に 定める 金額		応じ、 それぞ れ次に 定める 金額
(a)～(f) (略)		(a)～(f) (略)	
b 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査	住棟の 総戸数 につい て、次 に掲げ る戸数 の区分 に応じ 、それ ぞれ次 に定め る金額		
(a) 1戸 (床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。)	21, 500 円		
(b) 1戸 (床面積の合計が200平方メー	23, 100 円		

	トル以 上の住 戸に限 る。)				
	(c) 2戸 以上4 戸以下	40, 200 円			
	(d) 5戸 以上1 5戸以 下	69, 400 円			
	(e) 16 戸以上 45戸 以下	125, 70 0円			
	(f) 46 戸以上	190, 400 円			
	<u>c</u> 住棟全 体又は住 戸及び住 棟全体	住棟の 総戸数 につい て、a 又はb に掲げ る戸数 の区分 に応じ それぞ れa又 はbに 定める 金額	<u>b</u> 住棟全 体又は住 戸及び住 棟全体	住棟の 総戸数 につい て、a に掲げ る戸数 の区分 に応じ それぞ れaに 定める 金額	
	(ウ)、(エ) (略)		(ウ)、(エ) (略)		
	(2) (略)		(2) (略)		
120	建築物の工(略)	(略)	118	建築物の工(略)	(略)

エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者

(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

1 1 9
 の項種
 類欄(1)
 ア又は
 イに掲
 げる場
 合の区
 分に
 応じ、
 それ
 ぞれ
 当該
 手
 数
 料
 の
 金
 額
 の
 2
 分
 の
 1
 に
 相
 当
 す
 る
 金
 額
 次
 に
 掲
 げ
 る
 額
 (ウ
 に
 掲
 げ
 る
 額
 に
 あ
 っ
 て
 は
 、
 当
 該
 審
 査
 に
 建
 築
 基
 準
 法
 第

エネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者

(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

1 1 7
 の項種
 類欄(1)
 ア又は
 イに掲
 げる場
 合の区
 分に
 応じ、
 それ
 ぞれ
 当該
 手
 数
 料
 の
 金
 額
 の
 2
 分
 の
 1
 に
 相
 当
 す
 る
 金
 額
 次
 に
 掲
 げ
 る
 額
 (ウ
 に
 掲
 げ
 る
 額
 に
 あ
 っ
 て
 は
 、
 当
 該
 審
 査
 に
 建
 築
 基
 準
 法
 第

8 7 条
の 4 の
昇 降 機
に 係 る
部 分 が
含 ま れ
る 場 合
に 限 る
。) を 合
算 し た
金 額
ア 1
1 9
の 項
種 類
欄 (1)
ア 又
は イ
に 掲
げ る
場 合
の 区
分 に
じ そ
ぞ 該
手 料
金 の
額 の
2 分
の 1
に 相
当

8 7 条
の 4 の
昇 降 機
に 係 る
部 分 が
含 ま れ
る 場 合
に 限 る
。) を 合
算 し た
金 額
ア 1
1 7
の 項
種 類
欄 (1)
ア 又
は イ
に 掲
げ る
場 合
の 区
分 に
じ そ
ぞ 該
手 料
金 の
額 の
2 分
の 1
に 相
当

	る額 イ、ウ (略)			る額 イ、ウ (略)	
1 2 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(略)			1 1 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(略)
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費				(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物のエネルギー消費	

性能適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合

性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合

<p>ア～エ (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 1戸建ての住宅</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査</p> <p>a、b (略)</p> <p>(イ) 同号イ(2)___及びロ(2)に掲げる基準による審査</p> <p>a、b (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 同号イ(2)___及びロ(2)に掲げる基準による審査</p> <p>a～d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p>		<p>ア～エ (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 1戸建ての住宅</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に掲げる基準による審査</p> <p>a、b (略)</p> <p>(イ) 同号イ(2)(i)及びロ(2)に掲げる基準による審査</p> <p>a、b (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 同号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準による審査</p> <p>a～d (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p>	
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

2、3 （略）

議案第 2 1 号

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年西条市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第26条 削除</u></p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第６５号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 2 2 号

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条（略）</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>第7条（略）</p>

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは
_____、必要に応じ当該家庭的保育事業

所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する
_____よう努めなければならない。

3～5 (略)

所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3～5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車に

ブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 23 号

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条（略）</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的</u> <u>に安全計画の見直しを行い、必要に</u></p>	<p>第6条（略）</p>

応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 24 号

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

西条市長 玉井敏久

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険条例（平成16年西条市条例第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る西条市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。